

令和2年10月6日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年10月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	富士急バス株式会社 (法人番号: 1090001008495) 代表者 古屋毅
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県南都留郡富士河口湖町小立4837 (本社営業所) 山梨県南都留郡富士河口湖町小立4837
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和2年1月17日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2) 点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(3) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年10月20日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年10月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	東急バス株式会社 (法人番号: 5013201004029) 代表者 山口哲生
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都目黒区東山3-8-1 (東山田営業所) 神奈川県横浜市都筑区東山田4-35-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和2年7月27日及び令和2年7月29日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)